

第九十二回帝國議會 衆議院 財政法案外一件委員會會議錄(速記)第二一回

付託議案

財政法案(政府提出)(第四一號)

會計法を改正する法律案(政府提出)(第四二號)

(第四三號)

昭和二十二年三月二十日(木曜日)午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 高橋 泰雄君

理事 小野瀬忠兵衛君

井田 友平君

平岡 良藏君

小坂善太郎君

前田榮之助君

川越 博君

出席政府委員

大藏事務官 野田 卯一君

大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した議案

財政法案(政府提出)

會計法を改正する法律案(政府提出)

○高橋委員長 これより會議を開きます

す。まず財政法案及び會計法を改正する法律案の兩案について政府の説明を求めます。

○野田政府委員 財政法案及び會計法を改正する法律案に關する提案理由につきましても、本會議で申述べた通りであります。さらにその大體を申し上げます。

日本國憲法の制定施行に伴い、各種國家機關に關する制度が根本的に變りますとともに、諸制度の民主化が要望せられることとなり、從つて財政處理の方則についても、この際根本的な改

革を行う必要が生じたのであります。從來國の豫算、その他財政處理に關する制度については、現行憲法のほか會計法、會計規則等の諸法令によつて處理せられて來たのであります。この際財政の基本的原則として認められるものを一括總合して基礎法たる財政法を制定することとし、収入支出の手續的規定は、これを會計法に譲ることとしたのであります。しかして會計法は國有財産法、物品會計規則、各特別會計法等と相並んで、主として現金に關する會計法規としてその地位を明確にいたし、もつて一般の理解にも便ならしめることとした次第であります。

まず財政法案の内容についてであります。その内容は、大體四點にわたります。第一は、直接または間接日本國憲法の制定に伴つて必要となつた規定でありまして、たとえば豫算不成立の場合における前年度豫算施行の制度に代へて、暫定豫算の制度を新設したこと、豫算外契約に代る制度として國庫債務負擔行為の制度を設けたこと、新憲法第九十一條に關連し財政状況を國會及び國民に報告することについての具體的規定を設けたこと等であり、また、なお民主憲法の精神に徹して、租税以外の權力的課徴金、獨占的政府事業の料金や價格は、法律または國會の議決に基いて定めることとしたこと、國會、裁判所及び會計検査院のごとき獨立の地位を保障されている機關の豫算については、編成上特殊の取扱ひを定め、行政部の專斷に陥ることがないようにしたこと等がこれであり、また、第二は財政處理の基本的原則を明らかにしたことであり、すなわち財政總則の規定がこれであり、たとえば公債または借入金等を財源として賄うべき經費を公共事業費、出資金及び貸付金のごとき生産的または資本的なものに限定したこと、公債の發行または借入金の借入について、日本銀行に引受けさせることを原則的に禁止したこと、歳計剩餘金の二分の一を公債の償還に充てることとしたこと、債權の免除効力の變更は法律に基くことを要することとしたこと、國の財産を交換し、讓渡または貸付けることに關し、法律に基く必要があることとしたこと、國以外のものに對する費用の賦課は法律に基かなければならないとしたこと等がこれであり、また、第三は國の財政統制に關することであり、たとえば目的別の豫算區分の外に、部局等の組織別の編成方法をとつて、豫算に對する各部局の責任を明らかにしたこと、豫算の執行について、從來の現金支出を中心とした支拂豫算の制度から一步進めて、契約等の計畫を立てることとした等は、その主なるものであります。

第四は豫算の民主化と申しますか、これをわかりやすくし、またその審議に便ならしめるための規定であり、たとえば豫算の形式を根本的に改正し、歳入にあつては性質別、歳出にあつては目的別及び組織別の兩面から

の區分を明らかにしたこと、豫算、決算關係書類を充實して、國の財政の全貌を把握するに便ならしめたこと、豫備費の事後承諾案の提出時期を繰上げること等は、その内容をなすものであります。

次に會計法を改正する法律案であります。前にも申し述べました通り會計法は収入支出、出納官吏その他の手續的方面を規定することとしたものであります。大體現行會計法または現行會計規則の當該規定を統一する建前としたのであります。たゞ財政法に關連し、また現行制度の整備等の點から新たに規定することにしたものも多少あります。たとえば契約等の債務の負擔に關する規定を置いたこと、支出を國の外部に對する支出と内部の移換とに區分し、後者は小切手によらず國庫金振替書によることとしたこと、小切手に對する認證の制度を創設したこと、大藏大臣の豫算の執行監督の權限を強化したこと等がその主なものであります。また、その他地方制度の改正に伴つて、都道府縣の職員をして、國の豫算の執行ができる規定を置いており、なお會計經理に關する制度について調査審議するため、内閣に會計制度調査會を設置することとしておることを特

に一言いたしておきます。なお兩法案を通じて用語等についても例示をなすべく一般に理解しがたいことを避けることに意を用いておるつもりであります。以上兩法律案についてその大體

を説明した次第であります。何とぞ速やかに御賛成をお願いいたします。

○高橋委員長 どうか御質疑の方はあります。まだ委員の方もおま

り見えなつておりませんから、午前は此の程度に止めまして、午後一時半から開會いたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時一分開議

○高橋委員長 休憩前に引續き會議を開きます。政府委員から發言を求められております。これを許します。

○野田政府委員 財政法を今回新しくつくり、また會計法を改正する理由につきましても、先ほど一應御説明を申し上げたものであります。なおこれを補足いたしまして、さらにわかりやすいように申し上げてみたいと思ひます。

新憲法の制定に伴ひまして、財政に關する基本的事項を規律するために、財政法を制定することになつたのであります。また、それに關連いたしまして、現在の會計法を改正する、こういうことになつて來ております。そこでこれを現在の法制的建前と比較してみますと、現在の憲法があらはれて、すぐその下に會計法という工合に、憲法から會計法になつておるのであります。新憲法のもとにおきまして、新しく財政法というものがそこにはいつてくるのであります。憲法、財政法、會計法、こういうふうに三本建になるのであります。從來憲法、會計法

の二本建でいつたのでありますが、憲法、財政法、會計法の二本建にするのはどういふわけかという疑問が起るわけでありまして、それにつきましても、その理由をごく簡単に申し上げますと、大きく三つに分けられると思ひます。その第一點は、現在の會計法の規定は、その中を檢討いたしますと、財政經理に關する基本的な問題を規定しておるものと、會計技術に關するものを規定しておるものと、兩様含んでおりますので、この兩様含んでおるのを、今回新憲法下におきまして、財政關係の法制を整備いたしますために、分離いたしたいというのが第一點であります。それから第二點は、新憲法の制定に伴ひまして、憲法の補完的な意味におきまして、ある程度の規定を設けなければならぬ、こういう問題があるものであります。要するに、新憲法の補完的な規定を設けなければならぬ、こういう問題があります。第三點は、新しい問題として今回財政に關する基礎的な法律をつくる際に、財政の基礎法のごとき規定をそこに織込んでいきたい、こういう考えをもつたのであります。大體この三つの理由によりまして、會計法といふもののほか、財政法といふものをつくる。財政法におきましては、たゞいま申し上げました從來よりある財政經理に關する基本的な規定と、それから新憲法の制定に伴う補完的な規定と、財政基準法の規定とをそこに統合する。そして從來の會計法は、この中から財政法の中に吸収される部分を抜き置いたあとの部分、それからなお一部は現在會計規則でやつておりますものの中、重要なものを集めて、純然たる會計經理の技術部

面を規定する法律にしたい、こういう考えであります。次に財政法の内容について御説明申し上げます。たゞいま申しましたような理由によりまして、財政法の中には、從來會計法の中に含まれておつた財政に關する重要な規定、新憲法の制定に關連する規定、それから財政基準法に關する規定といふものが當然はいつてゐるわけでございますが、そのほかに二、三新しい觀點からの規定を入れてあるものであります。その一つは、財政統制に關する規定でありまして、財政統制を從來よりも遙かに強化して、これは具體的には内閣における財政管理の責任者たる大藏大臣の財政監督權の強化という點に現れて來ておりますが、要するに財政統制をさらに強化徹底して、この次には、財政の民主化をはかるというための規定はいつております。この財政の民主化は議會に對するものもあり、國民に對するものもあります。そのために相當多くの規定がございます。その内容につきましてはあとでも一度御説明申し上げたいと思ひます。それから、會計法に一點、財政の合理化をはかる、財政制度におきまする合理化をはかるというやうな意味合の規定も相當設けられております。以上のように相成つてゐる次第でございます。

今は大體財政法の内容のきわめて大きい狙ひ所を申し上げたのであります。その具體的な問題について申し上げますと、第一に新憲法の施行と申しますか、憲法の改正と申しますか、それに伴つて生ずる必要によつて設けた規定の一つといたしまして、暫定豫算といふものがござります。これは第三十條に規定してあるものであります。現在の憲法においては豫算が年度末までに成立しない場合においては前年度の豫算を施行する。三月三十一日までには豫算が成立しないと、前の年の豫算と同じものを翌年施行する、こういう建前になつております。この規定は今度の新憲法においては削除された。従つて前年度末までに次の年度の豫算が成立しなかつた場合に、いかにこれに對處するかという關係の規定が抜けてしまつた。それを補うために、暫定豫算という制度を設けまして、暫定豫算は年度の中の一箇月とか二箇月とかいう短い期間に對應する豫算でありまして、實例をもつて申し上げますれば、三月の初めになりまして、どうしてもその當時の情勢で、三月三十一日までには豫算を成立させることができないといふやうな場合には、暫定豫算として、たとへば四月一箇月分なり、あるいは四月及び五月の二箇月分なりといふ短い期間を切つた豫算をつくりまして、それを議會に提出して議決していただく。そうすると一年分の本豫算が遅れておきます。それが四月にはいつて審議されても、國政の上に差支えないといふことになりまして、これが暫定豫算といふものを設けたわけでありまして。

それから新憲法の精神を取入れて設けたものといふべき規定といたしまして、事實事業の價格とが料金、それが政府の營んでおります獨占事業の料金等を定める場合には、いづれも法律が、あるいは議會の議決によらなければならぬ、こういうことになりまして、從來大藏省、あるいは運輸省等の告示でもつてきめておつた事實價格、あるいは國營の獨占事業の料金、今後は議會の議決によることになりたのであります。次にこれは新しい憲法の特徴であります。國會、裁判所、それから會計検査院の地位を新憲法におきましては非常に重要視して、その獨立を保障する建前になつております。しかしこれを憲法にうたいましても、實際上どういふ機關を運営する經費の部面におきまして、行政部がこれを完全に握つておまして、財政の部面から抑えてしまつたのでは、憲法上どういふ機關の獨立を保障しても實効があらぬといふ状況になりますので、この三機關の豫算の編成については特別尊重と申します。特別という點に慎重なる考慮を拂つた規定のいたし方をしたのであります。三機關の豫算につきましては、なるべく政府としては、三つの機關からきわめて妥當な、政府として査定を加へたりなんかしなくてもよいやうな豫算を要求してもらいたい。そうすればそれをそのまゝ盛り込んで議會に出したいという希望をもつておるのであります。しかしながら、いふんな事情がありまして、三つの機關から要求される豫算と、行政部である内閣が適當なりと認めるものとの間に、相當の開きがある場合があり得る。そういう場合にはどうするかと言いますと、内閣はそれを閣議できめてしまふ前に、裁判所の長であるとか、あるいは國會の議長とか、そういう人と相談を一應して意見を聴くといふことをいたすのであります。そうして、もしもなお合合ない、話がまとまらない場合には、内閣が自分で適當なりと

思ふ數字を豫算に組み、それを議會に出すわけでありまして。その場合には豫算書の中には政府の査定案を書き、それと並んで國會なり、裁判所なり、あるいは會計検査院から出してきたものと要求の内容を詳しく書く、そして議會が正當に判斷できるやうな基礎を提供する。しかもなお議會が、これは政府の方がよろしくない。ものと三つの機關の要求の方がよいと考へた場合には、金額を増額するといふことが起る。そのときに國會としては増額をしない、しかし財源がないという場合が起る。財源關係から國會が豫算を殖やしてやろうと思つてもできない場合がある。そういうときに備へまして、内閣といたしましては、もし殖やしたいと思はれるならば、その金はこゝからお出しなさいという財源のことまで詳しく書いて出す。こういう制度にいたしておるのであります。こういう非常な慎重な用意周到な制度をつくりまして、三つの機關の憲法上の獨立性といふものを、經理面から不當に壓迫しないという措置を講じたのであります。それから新憲法の第九十一條におきましては、財政状況を國民に周知させるという規定がござりますが、それを承けまして財政法におきましても、どういふやうにそれを國民に周知させるかといふことについてやゝ詳しく規定を設けております。

次に財政處理の基本的な原則、財政基準法の規定を設けておると申しましたが、その内容をごく簡単に申し上げます。

第一には健全財政の原則を確立した。健全財政といふは結局通俗に申しますれば、普通の歳入は普通の歳入に

よつてこれを支辨していく。大體公債金、あるいは借入金等によらないで、租税、専賣益金あるいは官有財産収入というものを支辨していくといふことであるが、この原則を確立したのである。しかし、その原則からいへば公債を全然發行しないといふのではありません。右の原則に反しない限り公債の發行を認めることとし、公債發行の目的と限度というものを確定しておきます。公債をむやみに出して國の債務を膨大ならしめ、そして財政全體の基礎を危くするといふことがないように、公債發行を限定しておきますけれども、公共事業あるいは出資金、貸付金等それ自體の中において償還性のあるもの、使ひ放しにならないで還つてくる性質をもつておるもの、すなはち生産的の方面に使うとか、また資本的な支出に充てるとかいふ場合、これを具體的には公共事業費、貸付金、あるいは出資金、こゝういふように表現しておるのであります。これらには公債の發行を認めるのであります。この公共事業といふのは御存じのように英語でパブリック・ワークスといふ言葉を使つておりますが、いろいろの公共の土木事業その他の建設事業を主たる内容としておるのであります。どちらかと申しますと生産的色彩が濃厚であります。もちろん一面においては、現在失業救済的の意味をもつてやつておるものもございしますが、あくまで生産に役立たせたいといふ意味をもつておるのであります。こゝういふものは公債によつてやつてもよい。しかしこれとても無制限にやるわけではなしに、どういふものが公共事業かといふことについてはやはり議

會できめていただく。公共事業といふ名前を借りましてむやみに公債を發行してはいけないので、こゝういふものが公共事業であるといふその範圍について議會の決定をしていただく。またその金額にいたしましても無制限でなしに、やはり金額の限度というものを國會できめるといふ建前になつておるわけでありまして、かつまたさらに慎重な態度をとつておきますのは、こゝうして發行した公債をどういふふうにして償還していくかという、その計畫まで立てなければならぬ。先ほど申しましたように、この金はそれ自體の中に償還性をもつておる。これを示すことにもなりまして、どうして公債を還していかうかという計畫を併せてつけるというように、非常に周到な用意を規定して、公債が濫發され、財政基礎を危くすることのないようにいたしておるわけでありまして、

その次にやはり公債に關することでありまして、公債發行の方法といひましては、大きく分ければ公募と日本銀行等に引受けさせる方法とあるものであります。公募主義によりまして一般から募る。一般の者の貯蓄によつて公債を消化するという方法によれば、財政上はきわめて健全であります。インフレーションの危険は起らない、ところが日本銀行に引受けさせますと財政インフレを起すことになる。こゝういふ關係から今後は原則として公債は日本銀行に引受けさせない。また公債の變形であるところの借入金も、日本銀行からしないといふことにいたしました次第であります。しかしながらいろいろの事情があり、財政經濟の推移なか／＼豫斷を許しませんので、ある場合にはやはり日本銀行に引受けさせなければならぬ場合もございまして、それに對しましては特別の例外を設けておりますが、この場合といへどもその金額については、國會の議決を経るということにいたして慎重を期しておるわけでありまして、

それから次はやはりこれも公債に關する基本的原則であります。公債の償還を確保するといふことがすなわち公債の信用を維持していくといふことでありまして、公債の償還といふことに大いに留意いたしまして、今後は毎年度の歳入歳出を締めまして、歳計に餘剰金ができますと、その餘剰金の半額以上をもつて國債償還に充てるということにいたしたのであります。現在でも法律におきまして歳計剩餘金の四分の一は公債償還に充てるということになつておるものであります。これは國債整理基金特別會計法にさういふ規定があるのであります。昭和七年以降他の法律によりまして、この規定の效力が停止されておる。従つて現在行われていないのであります。これを今回は復活し、かつまたその限度を從來は剩餘金の四分の一としまつておりましたのを、今後は二分の一といふふうに倍に引上げまして、公債の償還をこの面からも確保していきたいと考へておるのであります。

次にやはり財政處理の基本原則に關する規定であります。國家の資産を保全すると申しますか、さういふ意味合から債權の免除を制限する規定を設けて、國家がもつておるところの債權を免除するとか、あるいはその效力を變更する、すなわち貸付金でありますれば、その條件等を非常に政府側に不利に變更するといふようなことにつきましては、法律に基かなければなりません。行政府が任意にはできないといふことにいたしてあるのであります。さらにまた、これも國の財産の保全の關係であります。國の財産の處理あるいは運用をする場合の制限を設けておりました。國の財産は適正な對價がなくては、譲り渡すとか貸付けることはできない。たゞであるとか、安い値段で國の財産を賣り渡すなり、あるいは貸付けることをしてはならぬ。あるいは國の財産は常にいゝ状態において管理をしていく。またこれを效率的に使う。こゝういつたような財産の處理、運用に關する基本的な考をうたつておる規定をもつておられます。なお基本的原則を明らかにした最後の規定といひましては、國が國以外のものに特別な費用を負担させる場合には、法律に基かなければならぬといふことを規定いたしておられます。たとえば國が地方團體に對しまして、いろいろの公共事業等につきまして、負擔を負わせることによりまして、さういふ場合には法律によりなければならぬといふことを明らかにしたわけでありまして、

次に大きな分け方の第三であります。國の財政處理の統制を強化する規定をもつておられます。この中には今回の豫算の形式を改めまして、内容を一面におきましては歳入はその性質に従ひ、歳出はその目的に従つて編成するといふやり方をとつておられます。他面におきましてその歳出なり、あるいは歳入を取扱ふ役所をはつきり書いておられます。これを各省の部局別にいたしまして、たとえば大藏省の主計局はどういふ金をいくら使う、農林省の農政局においてはどういふ金をいくら使うかといふことを書き、また歳入につきましては何省でどういふ種類の歳入をいくらとるかといふことをはつきり書きまして、歳入歳出に關係する各省並びに各部局の責任關係を明瞭にいたしまして、財政統制の適正を期したのであります。

なお今度そのほか財政法外に、新しい會計法におきましては、この點をさしにはつきり規定しておるのであります。今、今の規定のほかに各役所の支出官、金を拂出す擔當の役人が小切手でもつて金を拂出すのであります。その小切手につきまして、大蔵大臣が、あるいは大蔵大臣が指定する役人が、裏書きをしなければならぬという制度を設けております。また會計法にはそのほかに財政統制を強化する規定もございますので、とて纏めて申上げます。とにかく財政法と會計法兩者を通じて、この方面の規定が非常に重視されておるといふわけであり

ます。

第四番目の大きい分け方につきましては、豫算の民主化、これは皆さんに關係のことで、國民並びに議會によくわかつていただくという意味で、豫算を民主化することに大いに努力してゐるわけでありまして、その内容としてしましては、第一に豫算の形式を改めたこととあります。従来の豫算の形式が、お讀みになつても必らずしもわかりやすすくない。難解だといわれる方が多いのであります。そこで今日會計、財政に關する規定の改正に際しまして、豫算の形式を一變いたしました。新形式によつたものが、たゞいま二十年度豫算については、議會に提出されておるのであります。必らずしもまだ完全とは申し上げられませんが、とにかく相當大きな變革をして、できるだけわかりやすくなるという方向に進んでゐる。そのもとになつてゐる規定が、財政法の中に新しく設けられておるのであります。

第二點といたしましては、豫算に關

連いたしまして、議會に提出する幾多の書類があります。この書類の内容を非常に擴充、充實したという點であります。豫算を御審議願うときには、單に豫算書ばかりでは十分でないでありまして、それに關連する各種の書類が揃つてまいり、それを御覽になりまして、豫算を縦からも横からも、いろいろの觀點から十分に御審議願う。この關係の書類を大いに完備いたしました。

次に第三點といたしましては、議會における豫算の審議機關をできるだけ長くするという意味におきまして、提出の時期を早めたのであります。現在御承知のように豫算案の提出というものは、一月の二十日頃から二十五日頃の間に、議會が再開せられた後、三月末までに審議する。法定の審議期間といふのは、各院が二十一日ないし二十六日ということになつてゐない。これでは今後の豫算審議に對しては十分であると考えられます。新生議會におきましては、常會は前年度の十二月の上旬に召集され、會期も五箇月といふふうに長くなつております。従いまして豫算の審議に對しては、従いまして豫算は出さすといふことになつた。豫算は出さすといふことになつた。原則として五月三十一日までには審議を了していただきますが、もしいろいろの關係でどうしても三月末までに審議が終えられないというやうな場合には、先ほども申し上げました。暫定豫算といふ制度がありますので、それでもつて四月一箇月分の豫算をかりに通しておけば、さらに審議は延ばして四月にはいつて議決されても

間に合ひ。こういうわけで非常に豫算の審議期間を延ばしたという點、これは非常に國會の立場を尊重した規定でございまして、それから民主化規定につき最後

に申し上げておきたいのは、先ほど申し上げました、財政状況を周知徹底させるという問題であります。これは新憲法九十一條でうたつてあり、新しい財政法の四十六條でそれを詳しく書いておるのでございしますが、とにかくあらゆる手段を盡しまして財政を國民の各層によくわかつていただくことを考へておるのであります。あるいは講演をするのもありまして、あるいはラジオを通することもありまして、あるいは印刷物を配布する。とにかく合研究を盡して財政の民主化、その周知徹底を期したい。こういうふうな考へておる次第であります。

そのほか大きな分け方の第五となりまして、それにつきましては財政の合理化といふやうな觀點から設けられてゐる規定もあるわけですが、それにつきましては、技術的になりまして、説明を省略したいと思ひます。

次に會計法の問題であります。會計法は先ほど申しましたように改正されまして、會計技術法という色彩を明らかにいたしました。大體におきまして収入支出に關する手續の規定、あるいは出納官吏に關する規定といふやうなものを主としたのであります。内容的には従來會計法にあつたところの規定、そういうものをとりま

めてつくられております。そこで從來のやうな系統のものにつきましては説明を省きまして、新たに設けられた規定のおもなるものについてごく簡単に申し上げてみたいと思ひのであります。

第一點は支拂いを擔當しておりますところの支出官が振り出す小切手とか、あるいは國庫金振替書といふやうなものがあるわけですが、そのやうなものに對する大蔵大臣あるいはその指定する官吏の認證制度といふものがあつた。これは先ほど申し上げた振振りが、全國に現在やういふ小切手を振り出す權限をもつておる役人といふものは、千數百人おるわけでありまして、これが小切手を振り出して、國家の各種の支拂いをしてゐる。その者が小切手を振り出した場合には、それに對して大蔵大臣が、あるいはその指定する役人が裏書きをしないとは通用しない。こういうことになつたのであります。こうしますと大蔵大臣または大蔵大臣の代理者によりまして、豫算が實行されるそのほんとうの末端において十分な監督もされるところに相なるわけでございます。外國でも現にアメリカあたりではこの制度が實行されておりますが、相當革新的な規定であります。

次に第二點といたしましては、大蔵大臣の財務の監督權を非常に高めておる規定でありまして、これは會計法の四十六條に規定してあります。大蔵大臣は豫算の執行の適正を期するた

め、各省各廳に對しまして、收支の實績もしくは見込みについて報告をとる報告の徴取權であります。それから實地監査權であります。また閣議の決定を経て豫算の執行に必要な指示ができる指示權、すなわち報告徴取權、實地監査權、指示權、こういうふうな權限を大蔵大臣が持つことになつております。それから、それは役所に對するものであります。そのほかに大蔵大臣は豫算の執行の適正を期するため、みづからまたはその役所の長に委任して工事の請負契約、物品の納入書、あるいは補助金の交付を受ける者、あるいは調査、試験、研究等の委託を受けて居る者、こういう者に對しましてその状況を監査し、または報告を徴することがあります。これは役所以外の財政と密接な關係のある相手方に對しまして、その状況を監査したり報告させることができるという規定であります。それを活用いたしますならば、財政の健全化、あるいは適正なる運用に非常に役立つと考へられる次第であります。

第三點には會計制度調査會といふものが設置されるという點であります。これは附則の最後の六條についてでございますが、國の會計經理に關するいろいろの事項を調査審議いたしまして、その改善をはかるために大蔵省に會計制度調査會といふものを設けられることになりました。大蔵次官を會長として、大體これは純粹の事務の役人、それから會計經理の方面に知識經驗をもつておられる人をもつて構成されるのであります。會計制度調査會といふものをつくりまして、それで十分今後の會計制度の改善をはかつていきたいというのであります。

それからその他の規定といたしまして、地方制度が今回新憲法とともに改

正されまして、地方團體の役人が官吏から全部吏員になつてしまひます。こゝういふ者に對しましてやはり今後も國家事務を相當取扱はせすので、それに關連して國家のいろ／＼な會計經理の事務を取扱はせるといふ必要が生じてまいつておるのであります。それに關する規定を設けております。また先ほど財政法のところにおいても述べましたが、大藏省の支拂豫算に關する統制が、さらに支拂豫算から一步さかのぼりまして、その元たる契約の部面にさかのぼりましたので、それに關連する會計上の手續等につきまして新しく規定が設けられたのであります。

なお最後に政府の國庫金についてであります。國庫金の出し入れにつきまして、今までは小切手一本でやつておつた。國が民間のものに金を拂う、あるいはその他外部に對して金を拂う場合でも、國庫の中をい／＼とやり繰りする場合におきまして、ともに同じ形式の書類を用いて處理しておつたのを、今後は外部に對するものと、内部でい／＼處理するものとの間に區別をつけまして、國の資金と申しますか、國の財政資産の動きを、一般の金融とつながりのあるものと、ないものとに二分してわかるようにする、こゝういふ制度を新しく設けた點であります。これは國の財政と國民經濟との資金的つながりに關し、新しい觀察がよくできるようにする趣旨から設けられてゐるのであります。大體會計法に關する説明は以上でございます。あと御質問によつてお答えいたしたいと思ひます。

○高橋委員長 御質疑はありませんか。——別に御質疑がありませんけれども、

ば、本日はこの程度にいたしまして、たゞいま上程中の兩案に對しましては大體の質疑を打切りたいと思ひますが、いかゞでございますでしょうか。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議がなければさうに決定いたしました。次回は明後十二日午後一時より開會いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十一分散會

昭和二十二年四月三十日印刷

昭和二十二年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局